

○日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成元年12月28日

条例第41号

改正 平成12年 6 月28日条例第39号 平成12年 9 月29日条例第44号
平成12年12月27日条例第55号 平成14年 9 月30日条例第28号
平成15年 9 月30日条例第32号 平成17年 3 月31日条例第10号
平成17年12月26日条例第53号 平成18年 9 月29日条例第33号

(題名改称)

平成19年12月26日条例第38号 平成21年 3 月31日条例第 3 号
平成24年 3 月31日条例第16号 平成27年 9 月30日条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(平成17条例10・平成17条例53・平成21条例3・平成24条例16・平成27条例46・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、日野市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者又は、これに準ずる者であって規則で定めるものとする。

(1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(平成12条例39・平成17条例53・平成21条例3・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としなない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下

この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平成15条例32・平成17条例53・一部改正)

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、日野市長(以下「市長」という。)に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)に相当する額(同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額)及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)又

は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）を助成する。

3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（平成12条例44・平成12条例55・平成14条例53・平成18条例33・平成19条例38・一部改正）

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を、高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（平成12条例44・追加、平成14条例53・平成18条例33・平成19条例38・一部改正）

（届出義務）

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより

市長に届け出なければならない。

- 3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（平成27条例46・一部改正）

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（平成27条例46・追加）

（助成費の返還等）

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(平成27条例46・全改)

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平成12条例44・平成27条例46・一部改正)

付 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年条例第39号)

この条例は、平成12年9月1日から施行する。

付 則 (平成12年条例第44号)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成12年条例第55号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

付 則 (平成14年条例第28号)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成15年条例第32号)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

- 2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則 (平成17年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年条例第53号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

付 則（平成18年条例第33号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第38号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年条例第16号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年条例第46号）

- 1 この条例は、平成27年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成2年1月11日

規則第1号

改正	平成2年10月22日規則第27号	平成3年1月9日規則第2号
	平成3年12月10日規則第34号	平成4年4月27日規則第24号
	平成4年9月18日規則第49号	平成5年11月19日規則第40号
	平成6年3月15日規則第3号	平成6年12月1日規則第36号
	平成7年12月1日規則第24号	平成8年12月2日規則第33号
	平成9年5月27日規則第24号	平成9年8月7日規則第35号
	平成9年12月26日規則第46号	平成10年4月15日規則第25号
	平成10年8月17日規則第45号	平成10年11月13日規則第48号
	平成11年3月31日規則第13号	平成11年11月11日規則第39号
	平成12年10月12日規則第59号	平成12年12月27日規則第69号
	平成13年11月14日規則第30号	平成14年9月30日規則第53号
	平成15年11月6日規則第43号	平成17年3月31日規則第8号
	平成17年12月28日規則第41号	平成18年3月27日規則第12号
	平成18年9月22日規則第46号	平成20年3月17日規則第5号
	平成20年9月30日規則第40号	平成20年12月26日規則第47号
	平成22年6月8日規則第20号	平成25年7月12日規則第42号
	平成25年12月25日規則第54号	平成26年9月30日規則第38号
	平成27年9月30日規則第44号	平成27年12月25日規則第55号
	平成28年3月31日規則第23号	

(目的)

第1条 この規則は、日野市（以下「市」という。）ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出

をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第5条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者（第5条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか不明な児童

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（条例第3条第1項の規則で定める対象者）

第8条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であつて、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができない者とする。

（条例第3条第2項の規則で定める施設）

第9条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者又は対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合には、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除く者とする。）をいう。

（条例第4条第1項の規則で定める額）

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号ただし書によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する

児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

（条例第4条第1項の所得の範囲）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入して得た金額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算し

た額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第13条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

（条例第5条の医療証の交付申請）

第14条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（第2号様式）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本

(4) 世帯の全員の住民票の写し

(5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

(6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類

(7) 養育費に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、ひとり親家庭等医療証（第3号様式の1）を交付する。ただし、そのうち第15条に定める者と決定したときは、ひとり親家庭等医療証（第3号様式の2）を交付する。また、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（第4号様式の1）により通知する。

（条例第6条第1項の規則で定める額）

第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず4万4千4百円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず1万2千円とする。

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第14条の3 条例第6条第2項に規定する規則に定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を

含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。

(一部負担金の減額又は免除)

第14条の4 市長は、法第69条第1項により、同法施行規則第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)について減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免申請書(第4号様式の2)に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、対象者が前項に規定する要件に該当すると認めたときは、対象者に対してひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書(第4号様式の3)を交付し、また、前項に規定する要件に該当しないと認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書(第4号様式の4)により通知するものとする。

3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

(医療証の有効期限)

第15条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第16条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第17条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書(第5号様式)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法の特例)

第18条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を支給するとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療費支給申請書(第6号様式)により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号によるときは、療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。また、第1項第2号によるときは、同号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。

(条例第8条の規則で定める届出)

第19条 条例第8条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度申請事項変更(消滅)届(第7号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定で定める届出は、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

- (1) ひとり親家庭等医療費助成制度現況届(第8号様式)
- (2) 認定調書
- (3) ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類

(4) ひとり親等及び扶養義務者等の前年の課税の状況を証する書類

(5) 養育費等に関する申告書

3 条例第8条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(第9号様式)により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第20条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなつたと認めたと

きは、ひとり親家庭等医療費助成受給資格消滅通知書（第10号様式）により当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第21条 条例第9条の2第1項の規定で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について（第11号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規定で定める通知は、債権譲渡通知書（第12号様式）により行うものとする。

（添付書類の省略）

第22条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

付 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成2年規則第27号）

1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。

2 平成2年12月以前の所得の制限及び所得額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則（平成3年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

付 則（平成3年規則第34号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第3の規定は、平成4年1月1日から適用し、平成3年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成4年規則第24号）

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

付 則（平成4年規則第49号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第3の規定は、平成5年1月1日から適用し、平成4年

12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成5年規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、平成6年1月1日から適用し、平成5年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成6年規則第3号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年12月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則（平成6年規則第36号）

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 平成6年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第1号・第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成7年規則第24号）

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 平成7年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成8年規則第33号）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 平成8年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成9年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

付 則（平成9年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年8月1日から適用する。

付 則（平成9年規則第46号）

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成9年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成10年規則第25号）

この規則は、日野市組織条例の一部を改正する条例（平成9年条例第35号）の施行の日から施行する。

（平成10年規則第30号で平成10年5月1日から施行）

付 則（平成10年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成10年8月1日から適用する。

付 則（平成10年規則第48号）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 平成10年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

付 則（平成11年規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年規則第39号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

付 則（平成12年規則第59号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 改正後の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成12年規則第69号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第30号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成14年規則第53号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第11条、第12条第1項、同条

第2項第2号、同項第4号、第14条第1項第7号、同条第2項、第19条第2項第5号、別表第3、第1号様式、第3号の1様式、第3号の2様式及び第8号様式の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

2 平成14年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成15年規則第43号）

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成17年規則第8号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則の改正前の日野市規則の規定に基づき作成されている用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成17年規則第41号）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

2 この規則施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成18年規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第9条第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成18年規則第46号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 改正後の所得の計算方法は、平成19年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成18年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年規則第5号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）による第3号様式の1による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の第3号様式の1による医療証とみなす。

- 3 この規則施行の際、改正前の第1号様式、第6号様式、第8号様式及び第9号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年規則第40号）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第6号様式、第7号様式及び第8号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年規則第47号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

付 則（平成22年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則及び日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成22年6月1日から適用する。

付 則（平成25年規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第6条及び第10条の規定は平成24年8月1日から、別表第3の規定は平成25年1月1日以後の療養に係る医療費の助成から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成25年規則第54号）

- 1 この規則は、平成26年1月3日から施行する。
- 2 第2条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2号様式の力による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成26年規則第38号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第11条及び第12条第1項の規定の適用については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 平成27年12月31日以前の療養に係るこの規則による改正後の第11条及び第12条第1項の規定の適用については、この規則による改正後の第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、この規則による改正後の第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
 - (2) 平成28年1月1日から同年12月31日までの療養に係るこの規則による改正後の第11条及び第12条第1項の規定の適用については、この規則による改正後の第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、この規則による改正後の第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

付 則（平成27年規則第44号）

- 1 この規則は、平成27年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙で現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成27年規則第55号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成28年規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の日野市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の日野市情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の日野市特定個人情報保護条例施行規則、第6条の規定による改正前の日野市結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第7条の規定による改正前の日野市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の日野市まちづくり条例施行規則、第10条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、第11条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第12条の規定による改正前の日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前の日野市企業立地支援条例施行規則、第14条の規定による改正前の日野市多摩平の森産業連携センター条例施行規則、第15条の規定による改正前の日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則、第16条の規定による改正前の日野市体育施設条例施行規則、第17条の規定による改正前の日野市原子爆弾被爆者の援護に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の日野市中国残留邦人等に対する支援

給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第19条の規定による改正前の日野市社会福祉法人認可等事務取扱規則、第20条の規定による改正前の日野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第21条の規定による改正前の日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例施行規則、第22条の規定による改正前の日野市身体障害者福祉法施行細則、第23条の規定による改正前の日野市知的障害者福祉法施行細則、第24条の規定による改正前の日野市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第25条の規定による改正前の日野市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則、第26条の規定による改正前の日野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第27条の規定による改正前の日野市障害児通所支援及び障害児相談支援に係る児童福祉法施行細則、第28条の規定による改正前の日野市未熟児養育医療給付及び費用徴収に関する規則、第29条の規定による改正前の日野市助産施設への助産の実施及び費用徴収規則、第30条の規定による改正前の日野市母子生活支援施設母子保護の実施等に関する規則、第31条の規定による改正前の日野市児童育成手当条例施行規則、第32条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第33条の規定による改正前の日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第34条の規定による改正前の日野市児童手当事務処理規則及び第35条の規定による改正前の日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) そしゃくの機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 1上肢のすべての指を欠くもの
- (10) 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (11) 両下肢のすべての指を欠くもの

- (12) 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 1 下肢を足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第 2 (第 5 条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
 - (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものにつ

いては、矯正視力によって測定する。

別表第 3（第10条第 1 項関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0 人	1, 920, 000円
1 人以上	1, 920, 000円に、当該扶養親族等又は児童 1 人につき380, 000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき100, 000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等 1 人につき150, 000円をその額に加算した額）

別表第 4（第10条第 1 項関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0 人	2, 360, 000円
1 人	2, 740, 000円
2 人以上	2, 740, 000円に、扶養親族等又は児童のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき380, 000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき） 60, 000円を加算した額）

別表第 5（第10条第 2 項関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0 人	2, 360, 000円
1 人	2, 740, 000円
2 人以上	2, 740, 000円に、扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につ

き380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）